

青少年健全育成条例施行規則の一部改正（案）について

青少年課

青少年健全育成条例の一部改正に伴い、条例の条文中、「規則で定める」としている事項について改正しようとするものです。

■ フィルタリングサービスを利用しない正当な理由の変更

規則第5条第1項第1号

現 行	<p>① 当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい障害を生ずること。</p> <p>② 当該青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。</p> <p>③ 保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。</p>
改 正 案	<p>① 削除</p> <p>② 削除</p> <p>③ 保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。</p>

【変更する理由】

- ・フィルタリング技術の向上により、有害情報のみを制限する精度が上がったため。
- ・学識、年齢別（小学生向け、中学生向け等）に制限対象を設定したフィルタリングソフトを各携帯電話事業者が提供するようになったため。
- ・上記フィルタリングソフトは、必要に応じて個別に閲覧制限や解除の設定が可能となっているため。
- ・フィルタリングを利用しない場合は、必ず保護者に管理・監督の責務があるものとするため。

■ フィルタリング有効化措置を希望しない正当な理由の新設

案	<p>保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること又は保護者が当該特定携帯電話端末等のフィルタリング有効化措置を講ずるとともに適切な設定をすること。</p>
---	---

【新設する理由】

- ・フィルタリング有効化措置のただし書の規定は、フィルタリングサービスの利用を前提に、端末にインストールされたフィルタリングの有効化を希望しない場合の申出になるため、保護者が管理、監督するという理由とともに、保護者自身による有効化措置や機能制限の設定をすることを理由とするため。

■ フィルタリング不要の申出に電磁的方法を追加

これまで、フィルタリングを利用しない申出については、書面による提出としていたが、電磁的方法による提出も認めることとし、その方法を規定するもの。

案	① 電子計算機等を使用し、規則で定める正当な理由その他の規則で定める事項を入力又は確認した後、筆跡が電磁的に記録される署名をする方法 ② 規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面を電磁的記録に変換し、電気通信による送信をする方法
---	--

【追加する理由】

- ・ IT技術の進歩により、書面に代わりパソコンやタブレット端末等の画面上における電磁的情報処理によるペーパーレス化が進んでいるため。

■ 契約時に交付する説明書の記載事項の変更

現行	① 携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずること。 ② 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。 ③ 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由が必要であること。
改正案	① 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をする可能性があること。 ② フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びにフィルタリング有効化措置の必要性及び内容 ③ 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出又はフィルタリング有効化措置を講ずること希望しない旨の申出をするときは、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由が必要であること。

【変更する理由】

- ・ 青少年インターネット環境整備法において新たに規定された説明義務の説明内容と同じ内容とするため。

■ スマートフォンに関するフィルタリングの説明の削除

【削除する理由】

- ・ 青少年インターネット環境整備法において、新たに説明義務が規定されたため。

■ 施行期日

- ・ 条例改正に合わせ、平成30年3月末に改正し、4月1日施行。